

独立行政法人国立病院機構中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日

令和 7 年 2 月 21 日改正

厚生労働大臣 福 岡 資 磨

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

機構は、独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 3 条において、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としており、全国 140 の病院を 1 つの法人として運営している。

この政策目的の実現のため、機構においては、全国的な病院ネットワークを活用しながら、重症心身障害、神経・筋疾患、筋ジストロフィー、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある分野（以下「セーフティネット分野」という。）の医療や、5 疾病^{※1} 6 事業^{※2}、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施することにより、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与していく必要がある。

※1 5 疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患

※2 6 事業…救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）

2 法人の現状と課題

各病院の収支改善を促進するため、診療収入等の増収、経費節減及び医療資源の有効活用を図りつつ、効果的かつ効率的な投資に努める必要がある。関係機関と連携しながら資金の確保に努めるとともに、機構のスケールメリットを生か

し、資金の有効活用に努め、必要な施設整備を行うことが求められている。

今後は、生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応を行いながら、医療、介護、介護予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）の実現に向け、地域における医療機能分化及び連携を更に進め、地域ニーズとのミスマッチの解消や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献することが求められている。さらに、質の高い医療の提供や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や、医療分野のデジタル化を進め、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力が求められている。

3 法人を取り巻く環境の変化

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれている。こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国は地域包括ケアシステムづくりを推進しており、また、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めていく必要がある。

（別添）「政策体系図」、「一定の事業等のまとまり」及び「機構の使命等と目標との関係」

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 診療事業

患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。

（1）医療の提供

患者のニーズ及び提供したサービスの的確な実態把握を行い、患者の目線に立

った医療の提供を推進すること。

また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。

さらに、臨床評価指標の効果的な活用を行うとともに、チーム医療の推進やクリティカルパス※の活用促進をすることによって医療の質の向上に努めること。

※ クリティカルパス…疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画

【指標】

- ① 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ② 認定看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ クリティカルパスの実施割合を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ④ 診療放射線技師、臨床検査技師のそれぞれにおいて、業務拡大にかかる行為に必要な知識及び技能を修得した職員の割合を、毎年度、前年度より増加させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 高度な判断能力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の配置は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化）にも資するため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：令和元年度 133 人、令和 2 年度 163 人、令和 3 年度 202 人、令和 4 年度 293 人）

- ② 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する認定看護師の配置は、医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進に資することから、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：令和元年度 1,077 人、令和 2 年度 1,097 人、令和 3 年度 1,109 人、令和 4 年度 1,140 人）

- ③ クリティカルパスの実施は、診療計画及び実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現や医療の質の向上に資するほか、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者満足度を向上させる効果が期待できるため、クリティカルパスを実施している病院における新規入院患者数に占めるクリティカルパスの実施割合を、質の高い医療の提供や患者の目線に立った医療の提供の

実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度 49.4%、令和2年度 50.1%、令和3年度 50.7%、令和4年度 51.4%）

- ④ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）に基づく、診療放射線技師、臨床検査技師について業務拡大にかかる行為に必要な知識及び技能を修得した者を増加させることは、医師のタスク・シフト／シェアに資するため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。（過去実績：診療放射線技師 令和5年6月時点 40.9%、臨床検査技師 令和5年6月時点 22.8%）

【重要度：高】

標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」に寄与するものであり重要度が高い。

（２）地域医療への貢献

2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、新型コロナウイルスによる患者の受療行動の変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な施設整備を行うなどにより機能の維持に努め、地域に求められる医療に貢献すること。

あわせて、個々の病院について、その機能、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを進めること。

また、地域の医療機関との連携を更に進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。

【指標】

- ① 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ② 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ③ 機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。

- ④ 入退院支援実施率を、毎年度、前年度より増加させること。
- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む。）の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること。

（指標の設定及び水準の考え方）

- ① 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合である紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度 77.3%、令和2年度 76.1%、令和3年度 74.6%、令和4年度 75.6%）

- ② 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関へ紹介した患者の割合である逆紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度 66.7%、令和2年度 71.9%、令和3年度 70.6%、令和4年度 70.3%）

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度 64,211 件、令和2年度 65,153 件、令和3年度 65,741 件、令和4年度 72,003 件）

- ④ 地域包括ケアシステムの拡充においては、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び在宅復帰支援が重要であり、退院困難な入院患者の入退院支援を推進する観点から、入退院支援実施率を、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：令和元年度 28.3%、令和2年度 34.1%、令和3年度 38.9%、令和4年度 43.8%）

- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む）の延べ利用者数を、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：令和元年度 49,993 人、令和2年度 30,194 人、令和3年度 31,347 人、令和4年度 34,035 人）

【重要度：高】

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040 年頃に 65 歳以上人口がピークに達するとともに、2025 年から 2040 年にかけて、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が

急減することが見込まれている。こうした中で、国として、2040 年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充を推進しており、機構の個々の病院が、地域医療需要に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。

【困難度：高】

機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは困難度が高い。

（３）国の医療政策への貢献

機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、災害や新興感染症等発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場で貢献できる人材育成など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、必要な施設整備を行うなどにより、中核的な機関としての機能を充実・強化すること。

セーフティネット分野の医療について、引き続き我が国における中心的な役割を果たすこと。

また、特に、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。

エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてH I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等の個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

新興感染症等への取組については、病院の機能や役割に応じた協定の締結を含めた都道府県との連携により、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう体制の整備を図ること。

このほか、医療分野におけるD X（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化及び医療の質の向上を実現する観点から、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施し、電子処方箋をはじめ、「医療D Xの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療D X推進本部）に基づき政府が進める医療D Xの各取組に率先して取り組むなど、国の医療政策に貢献する取組を進めること。

【指標】

- ① 災害時における事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を、中期目標期間中に おいて、全病院で実施すること。
- ② 後発医薬品（バイオ後続品を含む。）の使用割合を、毎年度、数量ベースで85%以上とすること。
- ③ 機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること（再掲）。
- ④ 診療系プラットフォームの参加病院数を毎年度、前年度より増加させること。

また、電子カルテの整備率を、令和12年までに100%とすることを見据え、電子カルテの導入病院数を毎年度、前年度より増加させること。

（指標の設定及び水準の考え方）

- ① 発災時に必要な医療を提供する体制を維持するためには、各病院の業務を滞りなく継続できる体制構築が重要であり、災害時における事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を、国の危機管理体制への貢献の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、中期目標期間中において、全病院で実施する。（過去実績：令和3年度48病院、令和4年度67病院）

- ② 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）により、政府目標として、後発医薬品の使用割合が2023年度末までに80%以上と定められていることや医薬品の安定供給が課題となっていることから、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、同方針により、政府目標として、後発医薬品の使用割合を2023年度末までに80%にすると定められているが、機構では既に政府目標であった水準を上回っていることから、さらに高い目標として85%とするよう設定する。（過去実績：令和元年度88.7%、令和2年度88.9%、令和3年度89.3%、令和4年度89.6%）

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度64,211人、令和2年度65,153人、令和3年度65,741人、令和4年度72,003人）

- ④ 政府が進める医療DXに対応可能であり、かつ、サイバーセキュリティ対策にも資する基盤である診療系プラットフォームに参加する病院数について、毎年度、前年度の実績以上とするよう設定する。

第2回医療DX推進本部（令和5年6月2日）において示された「医療DXの推進に関する工程表」により、遅くとも2030年には、概ね全ての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指すとされている目標を踏まえ、電子カルテの導入病院数について、毎年度、前年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：電子カルテの導入病院数 令和元年度 116 病院、令和2年度 119 病院、令和3年度 119 病院、令和4年度 120 病院）

【重要度：高】

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に加えて新興感染症等発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材育成を含め災害等発生に備えた地域における中核的な役割を果たす機関としての機能充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要がある。加えて医療DXの推進については、サイバーセキュリティを確保しつつ、医療の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療提供体制を可能にすることにつながるため重要度が高い。

【困難度：高】

必要な医療を確実に提供しながら、災害等発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、あわせて、新興感染症等発生時における公的医療機関としての役割を確実に果たすため、第8次医療計画（2024年度から2029年度まで）で追加される新興感染症等への対応として、都道府県との協議等に参画し、災害等対応体制を整備し、維持することは困難度が高い。

また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である80%を超える高い水準にある中、継続してこれを上回る目標を達成することは困難度が高い。

また、医療DX推進のためにシステムを導入・更改していくうえで、サイバーセキュリティを確保しつつ、運用コストの縮減も図ることが求められ、これらを両立させることは困難度が高い。

2 臨床研究事業

機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者、将来臨床研究等を担う人材の育成及び認定臨床研究審査委員会の着実な運用を図ることにより、我が国の臨床研究や治

験の活性化に貢献するよう取り組むこと。

また、新型コロナの対応に際しても有用であった電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースの運用について、更なる標準化データの収集・分析や規模を拡大し、臨床疫学研究の推進等に貢献するよう取り組む。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進及び効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献するよう取り組むこと。

さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。

【指標】

- ① 診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすること。
- ② 英文原著論文掲載数について、令和10年まで令和5年の実績を維持させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ①② 機構では、病院ネットワークを最大限活用した質の高い大規模臨床研究の実施や機構で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英文論文の投稿や学会発表について、診療業務との両立を図りながら、積極的に取り組んでいることから、診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数と英文原著論文掲載数を臨床研究事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上の診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数及び令和10年まで令和5年の英文原著論文掲載数の実績を維持するよう設定する。(過去実績：新規採択臨床研究課題数 令和元年度33課題、令和2年度15課題、令和3年度10課題、令和4年度9課題、令和5年度14課題、英文原著論文掲載数 令和元年1,806本、令和2年2,285本、令和3年2,577本、令和4年2,480本、令和5年2,053本)

【重要度：高】

効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。

【困難度：高】

機構が行う臨床研究においては、大学や研究機関と異なり、診療に携わる医師

が臨床研究を担っており、臨床研究を立案することは容易ではなく、診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすることは困難度が高い。

また、新型コロナへの対応において、機構は診療に注力した一方で臨床研究活動が抑制されており、研究立案数が減少している。研究立案から結果が英文原著論文となるまで5～7年程度必要であり、抑制された研究活動が論文数として現れるのは第5期中期目標期間中となる。以上のことから英文原著論文掲載数について、令和10年まで令和5年の実績を維持させることは困難度が高い。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を充実させる等、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献するよう取り組むこと。

また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需給及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、運営方針等の見直しを行うこと。

さらに、生産年齢人口が減少する中、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、チーム医療の推進及びタスク・シフト／シェアによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成と確保を推進すること。

加えて、限られた人材を効果的に活用するマネジメント力を備えた看護管理者の育成を引き続き推進すること。

【指標】

- ① 看護職の実習指導者講習会修了者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ② 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ 地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させること。

（指標の設定及び水準の考え方）

- ① 質の高い医療従事者の育成のためには、看護職を目指す学生に対する卒前教育が重要であり、実習指導体制の拡充が必要であることから、厚生労働省が定める保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱に基づく実習指導者講習会修了者数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった

年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度 192 人、令和 2 年度 17 人、令和 3 年度 190 人、令和 4 年度 220 人）

- ②③ 地域医療の質の向上に貢献するためには、地域の医療従事者及び地域住民に対する教育研修を充実させることが重要であることから、地域医療従事者及び地域住民を対象とした研修会の開催件数を、教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：地域の医療従事者を対象とした研修会 令和元年度 3,180 件、令和 2 年度 631 件、令和 3 年度 1,057 件、令和 4 年度 1,049 件、地域住民を対象とした研修会 令和元年度 1,401 件、令和 2 年度 287 件、令和 3 年度 309 件、令和 4 年度 451 件）

- ④ 特定行為研修は、専門的な知識及び技能の向上を図り、質の高い看護師を育成するものであることから、その修了者数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：令和元年度 31 人、令和 2 年度 59 人、令和 3 年度 90 人、令和 4 年度 135 人）

第 4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務運営体制

法人経営の健全性を確保していくため、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるよう、理事長を中心としたマネジメント体制を推進すること。

（1）業績等の評価

病院の運営に貢献・活躍する職員を適正に評価し、かつ、多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度の構築及び法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築を行うこと。

（2）勤務環境の改善

職員が安全、安心に働ける職場環境の整備や働き方改革を実現するため、医師の労働時間の短縮を含めた職員全体の勤務環境改善を進め、特に医師や看護師等におけるタスク・シフト／シェアの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組等を行い、効率的な業務の実施体制を構築すること。

(3) 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり設置したPMO（ポートフォリオマネジメントオフィス）により、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

2 経費の節減及び資源の有効活用

(1) 人員配置の適正化

医療の高度化や各種施策などに留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指すこと。

(2) 調達等の合理化

調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

機構では、組織のスケールメリットを生かし、かつ、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構とも連携の上、共同調達を実施しているところであるが、その効果を検証しつつ、より効率的な調達方法を工夫し、実施すること。

(3) 材料費

使用医薬品の更なる標準化に加え、後発医薬品については、その採用率が既に政府目標を達成しているところであるが、毎年、新規後発医薬品が収載されることに鑑み、継続した採用促進を図り、他の医療機関の模範となるよう取り組むこと。

(4) 保有資産の有効活用

保有資産について、有効活用に取り組むこと。

(5) 一般管理費の適切な執行

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努め、物価高騰等の影響を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下とすること。

上記の取組に当たっては、本部・グループは病院に必要な応じて支援を行い効率的な業務運営を行うこと。

【指標】

- ① 各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型

コロナへの対応に関連した補助金等を除く。)以上とすること。

- ② 前年度より病床利用率(結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。)を改善した病院数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ①② 事業の継続性を図り、安定的な経営基盤を確立するため、各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度(令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。)以上とすること等の指標を設定する。(過去実績:経常収支(新型コロナへの対応に関連した補助金等を含む。) 令和元年度 23 億円、令和2年度 576 億円、令和3年度 908 億円、令和4年度 587 億円、前年度より病床利用率(結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。)を改善した病院数 令和元年度 64 病院、令和2年度 12 病院、令和3年度 72 病院、令和4年度 54 病院)

【困難度：高】

近年の物価高騰や賃金上昇などを含め、病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況であることに加え、新型コロナの影響による受診控えなどにより患者数が新型コロナ流行前の水準に戻っておらず、機構の医業収支は新型コロナ流行後において赤字基調となっており、今後も続くおそれがある。

結核等の不採算医療の提供や働き方改革、人材の確保・育成、医療DX等に対応するとともに、資材が高騰している中で収益性が基本的でない今後の災害や新興感染症等に備えた施設整備を実施しつつ、地域医療構想の実現に向けた病床規模や機能の見直しも進めながら、各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度(令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。)以上とすること等は困難度が高い。

なお、評価に際しては、上記のような機構を取り巻く環境の変化が経営に与えた影響やそれに対する経営改善の取組及び改善状況を把握し、考慮するよう努めるものとする。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図ること。

また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。

また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。

さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。

2 施設・設備に関する計画

投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動的に行うこと。

3 内部統制の充実・強化

内部統制の更なる充実・強化を図るため、各病院等におけるリスク管理の取組を推進するとともに、内部監査等の充実・強化に取り組むこと。

4 情報セキュリティ対策の強化

近年の情報セキュリティに係るリスクの増大を踏まえ、患者情報等の機微性の高い情報を保有する機構には、他の医療機関の模範となるような対応が求められており、サイバー攻撃や災害時等の非常時にも対応できる情報セキュリティ対策を推進するとともに、さらに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図り、機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献すること。

5 広報に関する事項

機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。

6 その他

既往の閣議決定等を示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

独立行政法人国立病院機構（NHO）の政策体系図、 一定の事業等のまとめ

（別添）



厚生労働省の主な施策

基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

（主な施策目標）

- ・ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
- ・ 医療従事者の働き方改革を推進すること
- ・ 医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること
- ・ 医療安全確保対策の推進を図ること
- ・ 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
- ・ 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
- ・ 健康危機管理・災害対応力を強化すること

第5期中期目標期間における法人が果たすべき役割

診療事業

- ① 患者の目線に立った、安心・安全で良質な医療の提供
- ② 地域医療構想の実現のため、地域の医療需要等を勘案した機能の見直し
- ③ 介護・福祉との連携や在宅支援の強化など地域包括ケアシステムの構築に貢献
- ④ 災害や新興感染症発生時など国の危機管理に際して求められる医療の提供
- ⑤ セーフティネット分野の医療の確実な提供



臨床研究事業

- ① 病院ネットワークを活用した診療情報の収集・分析とこれを用いた臨床疫学研究等の推進及び情報発信機能の強化
- ② 病院ネットワークを活用した治験及びEBM(※)提供のための大規模臨床研究の推進 ※科学的根拠に基づく医療
- ③ 先端的医療機関と研究協力・連携による、先端医療技術の臨床導入の推進

教育研修事業

- ① 病院ネットワークを活用した質の高い医療従事者の育成
- ② 地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業の実施
- ③ 学生に対する卒前教育(臨床実習)の実施



独立行政法人国立病院機構（NHO）の使命等と目標の関係

使 命

全国的な病院ネットワークを活用しながら、セーフティネット分野の医療や、5 疾病 6 事業、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施していくことが求められている。また、関係機関と連携しながら資金の確保に努めるとともに、機構のスケールメリットを生かし、資金の有効活用に努め、必要な施設整備を行うことを期待する。今後は、生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応を行いながら、医療、介護、介護予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）の実現に向け、地域における医療機能分化及び連携を更に進め、地域ニーズとのミスマッチの解消や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献することを期待する。さらに、質の高い医療の提供や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や、医療分野のデジタル化を進め、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力が求められている。

現状・課題

- 急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれている。
- こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国は地域包括ケアシステムづくりを推進しており、また、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めていく必要がある。

環境変化

- 新型コロナの発生以降、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、患者や地域住民の受療行動や地域での医療及び介護に対するニーズの変化等を踏まえて、地域で適切な役割を果たすことが求められている。
- また、少子高齢化の進行に伴い、今後、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中で、医療・介護分野の人材不足はこれまで以上に厳しいものになることが想定される。こうした中で、将来にわたって着実に医療・介護を提供していくために、医療人材の確保・育成を行っていく必要がある。

中期目標

- 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。
- 機構の病院ネットワークを最大限活用した大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、我が国の臨床研究や治験の活性化、臨床疫学研究の推進や国の医療情報政策に貢献するよう取り組むこと。さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。
- 機構の病院ネットワークを活用し、学生に対する卒前教育（臨床実習）の充実等により質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業を実施し、国の医療の質の向上に貢献すること。